

□佐倉市学童保育料の見直しについて 事前質問票でいただいた質問及び回答

平成24. 7. 25

委員	質問	事務局回答
古賀委員 -①	<p>○委員長・副委員長は議論が良いか？悪いか？の判断、批評をするのではなく、円滑な議論が出来るようにするのが役目だと思います。 皆さんが発言しやすいようにお願いいたします。</p>	<p>子育て支援推進委員の皆さんは、様々な立場の代表ですので、周りの方々の声を代弁していただくため、委員の皆さん全員から、ご意見がいただけるよう進行いたします。</p>
古賀委員 -②	<p>○今回の議題には報告のみになっていましたが、佐倉市立保育園などのあり方に関する基本方針について、もう、決定なのですか？ 保育園在園時の保護者が、このことについて園に聞いたところ、“まだ決定ではない”と言われたそうです。 保護者への説明が全くなされていないのですか？ たしか、保護者の意見を聞きながら進めていくというような条件だったと思いますが。 先日の会議でも、保育園のあり方検討会などでも議論してきたとありますが、HPで検索してもリニューアルしたため？か、会議の内容が確認できません。</p>	<p>「佐倉市立保育園等に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)は、策定済です。今後は基本方針に示している方向性に基づき進めてまいります。 一部の公立保育園の民営化については、移管を行う際の基準やスケジュールをガイドラインの形で作成してまいります。具体的な流れは検討中ですが、職員や民間保育園関係者により骨子を作成し、それを保護者へ説明した上で意見を募集し、肉付けしていきたいと考えています。 在り方検討会の会議録については、「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針」策定のこれまでの経緯を含めた形で公表できるよう、現在、ホームページを作成しております。</p>
古賀委員 -③	<p>○すでに、学童保育料の改定についてもHPにアップされていました。 HPに掲載するのは構いませんが、委員会でも、お金を払う当事者の意見を聞いてほしい・という意見があったばかりです。 当事者の意見も聞かず、どんどん進んでいる・・と感じます。 私は、学童を利用していたこともありますが、月曜日から金曜日までフルに活用していたわけではないので1000円といえども、わかりました・とは言えなかったと思います。 生活も多様化し、親の価値観もそれぞれです。 せめて、負担が増える人への説明と理解を求めることをしてほしいという委員の意見は聞いてもらえないのでしょうか？ 民間園長が、学童保育が始まる際に、試算したところ、7000円だったが、当時のことなので、6000円に・・という話がありました。 ★どうして、民間は7000円ではなく9000円～なのですか？ おやつ代も含んでいるところは、市がおやつ代まで負担することになるのでしょうか？</p>	<p>市では、計画や方針などを策定する際に、その過程の中で、市民の皆さんからご意見をいただき施策を決定していますが、使用料等料金の徴収に関するものについては、対象外の案件としています。 今回、学童保育所の利用という、サービスの提供を受ける側からだけの意見の徴収は、適切でないと考え、ホームページに掲載し、見直しを検討していることを公表いたしました。 なお、8月に学童保育所の利用者を対象に、基本方針の策定について説明会を開催いたしますので、この中で、学童保育料の見直しについてもご説明をさせていただき予定です。 民間学童保育所については、市からの委託料と保護者からの保育料で運営していますが、必要な経費に対して委託料が少額のため、保育料を高く設定せざるを得ない状況となっています。 なお、おやつを提供する学童保育所については、おやつ代は別途徴収していただくこととなります。</p>
古賀委員 -④	<p>○児童センター・老幼も指定管理になる方針について わたしは、毎月子育てカレンダーの作成に関わっていますが、子育てカレンダーが保護者の方からのニーズもあるのか？周知もしていただき、電話で翌月の予定などを伺う際、電話の対応もスムーズになりましたし、内容も、0歳児の保護者を対象にしたり、大人向けの企画にしたり、地域の方との交流のイベント、子育て中のママの持つスキルを生かして講座を</p>	<p>現在、市民の皆様のご協力や連携をいただきながら行っている事業などは、今後も継続して連携が図れるよう、指定管理者制度が導入されましても、事業者を引き継いでまいります。</p>

	<p>企画していたりと、現代の子育ての課題を探り、試行錯誤している様子が伝わってきます。</p> <p>ここまで積み上げてきた経験がなくなってしまうと思うと大変残念です。</p> <p>指定管理にすると、運営費はどれだけ削減されるんですか？</p> <p>私は、こうした場所で、専門職が母子手帳の発行や、子どもの悩み相談など、行政ならではの支援が出来ると思っているので、民間に移行してしまい、ただのお遊戯施設になってしまうのが心配です。</p> <p>今の妊婦さんは働いている人も多く、市の母親学級など、利用できない人も多いと思いますので、この、母子手帳発行の時は対面で会話できる数少ない機会と考えます。</p> <p>予防接種についても、新しく認可されるものも加わり複雑です。が、接種をする時期は2か月から、と早まっています。</p> <p>ただ手帳を発行するだけではなく、生まれてからの事を簡単にお話出来る絶好のチャンスです。</p> <p>子どもが生まれてから利用する場所ですし、こうした場所で母子手帳が発行出来るのは、まず、子育て支援のスタートになると思います。</p> <p>公設公営ならではの支援をもっと考えたらどうでしょうか？</p>	<p>現在の試算では、児童センター運営費において約 9,000 万円の削減、学童保育所運営費において約 6,000 万円の増額となり、併せて、3,000 万円ほどの経費が削減されるものと見込んでいます。</p> <p>児童センターに指定管理者制度が導入されても、相談事業は児童センターの重要な業務のひとつであることに変わりはありませんので、継続してまいります。</p> <p>また、子育て支援についての様々な情報は、広報等活用し周知しています。(毎年、4月1日号で、予防接種の特集。平成24年3月1日号において子育て支援特集号を発行。)</p> <p>母子手帳の発行に関しては、住民票のある方に発行しているため、住民基本台帳での確認が必要であることから、市民課、各出張所、保健センターでの発行となっています。</p>
<p>古賀委員 -⑤</p>	<p>次世代育成行動計画全般 ↓↓ ○放課後こども教室については、山王小学校で実施したが、課題もあり、継続することが出来なかった・・という話は、前、委員をさせていただいた時に聞いたが、今後はずっと考えないのですか？ どこで、どんな形で出来るか？過去の課題を踏まえた上での検討会くらいは出来ないのでしょうか？</p>	<p>放課後子ども教室については、山王小学校で平成20年9月1日から試行し、平成21年度の開設にあたりましては、地域の方々や保護者の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組んでまいりました。しかしながら、子供たちの放課後の過ごし方は様々であるため、参加者が特定の児童に留まったことや、スタッフが集まらず関心の高い一部の人の活動に留まったこと、保護者ニーズも低かったことに加え、佐倉市では、児童福祉法で規定された保護者が就業等の理由により、放課後の保育ができない児童を対象とした学童保育を全小学校区に設置する方向であったことから、この事業を中止とさせていただきます。</p> <p>(教育委員会より回答)</p>
<p>古賀委員 -⑥</p>	<p>○次世代育成行動計画はH26年までだと思ふので、ある程度、何が出来て、何が出来ていないのか？の評価をし、計画を見直したりしなければいけないのに、会議が保育園の民営化、学童・児童センターの指定管理・保育料の見直し・だけで終わってしまうのは大丈夫なんでしょうか？そもそもここで議論をしないといけないのでしょうか？ 前回も意見を言ったので恐縮ですが、この、具体的計画、実施、評価→次への計画策定準備・・はどのようになっていますか？ スケジュールを教えてください。</p>	<p>本委員会は子育て支援の推進を図るため市長の諮問に応じ、調査や審議を行う機関ですので、保育園の民営化等の諮問をさせていただいています。</p> <p>次世代育成行動計画については、前年度の実施事業の状況や成果を報告し、年次評価のご意見をいただいております。また、社会状況の変化などにより計画に変更が必要となった場合には見直しを行ってまいります。</p> <p>この計画は「次世代育成支援対策推進法」に基づき、10年間という期間を設定し、次世代育成支援を集中的・計画的に取り組むことを目的としています。なお、この法律は、平成26年度までとされておりますので、次期計画については未定です。</p>
<p>萩原委員</p>	<p>スケジュールとして、保護者との意見交換を行わな</p>	<p>古賀委員-③参照。</p>

-①	いのはなぜか。											
萩原委員 -②	民間学童保育所への大幅な財政的支援強化の理由。	学童保育所の運営に必要な経費に対して、現状の年額1施設一律222万円の委託料では運営が困難であるため、保護者負担額を高くせざるを得ない状況であることから、委託料を増額するものです。										
萩原委員 -③	民間学童一人あたりの補助額はいくら増加するのか。(免除・減免を除く)	平成24年度4月の民間学童保育所登録児童数: 228人(5施設合計) 〈現状の場合(1月1人あたりの補助)〉 11,100,000円/228人/12月≒4,000円 〈見直し後の場合(1月1人あたりの補助)〉 22,000,000円/228人/12月≒8,000円										
萩原委員 -④	ガイドライン作成に保護者の意見をどう反映させるのか。	ガイドライン(学童保育の運営基準)の作成は、基本方針のパブリックコメント時にいただいたご意見を参考に、保育や運営について、子育て支援課、児童センター、資産管理経営室、民間学童保育所職員からなるチームで作成してまいります。なお、指定管理者制度導入については、市の定めるスケジュールにより進めてまいります。 なお、一部の公立保育園の民営化についてのガイドラインの作成については、古賀委員-②参照。										
高木委員 -①	制度や料金改定は、已むを得ない面があり、悪改定ではないので、当子育て支援推進委員会です承を得るだけでなく、先ず当事者保護者への徹底した説明、意見聴取が必要であると思っています。(別紙参照)	古賀委員-③参照。										
野島委員 -①	学童保育に関わる費用明細をわかりやすく提示してください。 ・本庁経費 ・各学童保育所ごとの明細(科目ごと)および合計 ・国および県からの補助金の額および補助金の算定基準(今後は一括交付金となるのかどうか) ・市全体の予算額に対する、民生費、子育て支援費、および学童保育費の割合の過去の推移と予測(比率を予測するのは困難かとは思いますが)	・本庁経費については、子育て支援課に学童保育所と児童センター担当として3名おりますが、見直しの積算に当たっては1.5人(8,748,000円×1.5人)を想定しました。 ・学童保育所ごとの明細は、別紙資料1参照。 ・平成22年度県からの補助金(公立分)43,453,000円(民間分)7,976,000円 算定基準は別紙資料2参照。 ・市の予算額に対する民生費、学童保育費については、基本方針P33及び基本方針P40を参照。但し、学童保育所管理運営費については、学校内整備の施設では、光熱水費や警備費等を学校予算から支出し、児童センター併設の施設では、光熱水費や警備費の他、消耗品費、通信費等を児童センター予算で支出しているため、今回の見直し案作成に当たっては、これらの金額及び本庁職員、所管施設職員人件費を加えています。										
野島委員 -②	運営費の積算根拠を明細に説明してください。総枠ではわからないので、インストラクターの時給額も含めて提示してください。 民間も明細を把握していれば提示してください。 民営化した場合の、常勤のインストラクターの経費を加味した積算ですか？加味していないとすればそれを加えた場合の明細も提示してください。	資料の積算根拠は以下のとおりです。 ・平成22年度学童保育所運営にかかる経費の決算額=183,200,000円…a (内訳) <table border="1" data-bbox="901 1814 1449 2029"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童インストラクター賃金 時給:資格あり1,040円 資格なし 880円</td> <td>133,206,493円</td> </tr> <tr> <td>研修会謝礼</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>消耗品、光熱水費</td> <td>10,415,187円</td> </tr> <tr> <td>通信費、保険料</td> <td>1,838,152円</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	児童インストラクター賃金 時給:資格あり1,040円 資格なし 880円	133,206,493円	研修会謝礼	30,000円	消耗品、光熱水費	10,415,187円	通信費、保険料	1,838,152円
科 目	金 額											
児童インストラクター賃金 時給:資格あり1,040円 資格なし 880円	133,206,493円											
研修会謝礼	30,000円											
消耗品、光熱水費	10,415,187円											
通信費、保険料	1,838,152円											

		<table border="1"> <tr><td>施設維持、警備</td><td>3,010,623 円</td></tr> <tr><td>清掃用具、放送受信料</td><td>503,936 円</td></tr> <tr><td>施設設備工事費</td><td>514,500 円</td></tr> <tr><td>備品購入</td><td>444,435 円</td></tr> <tr><td>本庁職員(1.5 人)、所管施設人件費(2.3 人)</td><td>33,242,400 円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>183,205,726 円</td></tr> </table> <p>・平成 22 年度学童開設時間 = 1,932 時間…b $a/b \div 95,000$ 円…c(公立学童保育所全施設を 1 時間運営するのに要する経費)</p> <p>・各区分による 1 時間当たりの 1 人の保育に要する経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用者数</th> <th></th> <th>1 時間あたり 1 人の保育に要する経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月平均登録児童数</td> <td>806 人…d</td> <td>c/d</td> <td>120 円</td> </tr> <tr> <td>18時～</td> <td>198 人…e</td> <td>c/e</td> <td>480 円</td> </tr> <tr> <td>土曜日 7時～</td> <td>46 人…f</td> <td>c/f</td> <td>2,070 円</td> </tr> <tr> <td>長期休暇等 7時～</td> <td>127 人…g</td> <td>c/g</td> <td>750 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・民間学童保育所について(平成 22 年度決算額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>児童数</th> <th>人件費</th> <th>運営費</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 学童</td> <td>11 人</td> <td>3,030,000 円</td> <td>160,000 円</td> <td>3,190,000 円</td> </tr> <tr> <td>B 学童</td> <td>34 人</td> <td>3,251,100 円</td> <td>648,000 円</td> <td>3,900,000 円</td> </tr> <tr> <td>C 学童</td> <td>26 人</td> <td>2,983,000 円</td> <td>2,341,380 円</td> <td>5,324,380 円</td> </tr> <tr> <td>D 学童</td> <td>35 人</td> <td>4,820,000 円</td> <td>2,629,000 円</td> <td>7,471,000 円</td> </tr> <tr> <td>E 学童</td> <td>49 人</td> <td>7,239,360 円</td> <td>2,653,060 円</td> <td>9,892,420 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・見直し案の積算については、平成 22 年度の決算ベースで積算しています。常勤インストラクターを各施設に想定した場合、さらに 42,780,000 円運営費が必要になると見込まれます。</p>	施設維持、警備	3,010,623 円	清掃用具、放送受信料	503,936 円	施設設備工事費	514,500 円	備品購入	444,435 円	本庁職員(1.5 人)、所管施設人件費(2.3 人)	33,242,400 円	合 計	183,205,726 円	区 分	利用者数		1 時間あたり 1 人の保育に要する経費	月平均登録児童数	806 人…d	c/d	120 円	18時～	198 人…e	c/e	480 円	土曜日 7時～	46 人…f	c/f	2,070 円	長期休暇等 7時～	127 人…g	c/g	750 円		児童数	人件費	運営費	合計	A 学童	11 人	3,030,000 円	160,000 円	3,190,000 円	B 学童	34 人	3,251,100 円	648,000 円	3,900,000 円	C 学童	26 人	2,983,000 円	2,341,380 円	5,324,380 円	D 学童	35 人	4,820,000 円	2,629,000 円	7,471,000 円	E 学童	49 人	7,239,360 円	2,653,060 円	9,892,420 円
施設維持、警備	3,010,623 円																																																															
清掃用具、放送受信料	503,936 円																																																															
施設設備工事費	514,500 円																																																															
備品購入	444,435 円																																																															
本庁職員(1.5 人)、所管施設人件費(2.3 人)	33,242,400 円																																																															
合 計	183,205,726 円																																																															
区 分	利用者数		1 時間あたり 1 人の保育に要する経費																																																													
月平均登録児童数	806 人…d	c/d	120 円																																																													
18時～	198 人…e	c/e	480 円																																																													
土曜日 7時～	46 人…f	c/f	2,070 円																																																													
長期休暇等 7時～	127 人…g	c/g	750 円																																																													
	児童数	人件費	運営費	合計																																																												
A 学童	11 人	3,030,000 円	160,000 円	3,190,000 円																																																												
B 学童	34 人	3,251,100 円	648,000 円	3,900,000 円																																																												
C 学童	26 人	2,983,000 円	2,341,380 円	5,324,380 円																																																												
D 学童	35 人	4,820,000 円	2,629,000 円	7,471,000 円																																																												
E 学童	49 人	7,239,360 円	2,653,060 円	9,892,420 円																																																												
野島委員 -③	<p>学童保育所を指定管理制度にした場合を想定した保育料の見直しになっているのですか？</p> <p>指定管理者にした場合、公立と同じ運営費と考えていいのでしょうか？市の負担は同様に行うという前提での指定管理者制でしょうか？それとも指定管理者制度が発足後は、運営費の算定が変わり、保育料の前提も変わるのでしょうか？</p> <p>児童センターと学童保育を一括して委託することになりますが、期間が限られる指定管理者制度のもとでは、人件費の抑制すなわちインストラクターの身分が今以上に不安定となりかねず、保育の質が専門性よりもボランティア精神に支えられるものとなるのが大きな懸念材料です。指定管理者になっても、インストラクターの十分な数と質の確保が可能となる見直しであってほしいと思います。</p>	<p>公立学童保育料の見直しは、受益と負担の適正化の観点からの見直しです。現在の学童保育所の運営にかかる経費で積算しています。</p> <p>指定管理者制度を導入しても、この見直し案の保育料で運営が継続できるよう委託料を見込んでまいります。</p> <p>限られた財源の中で、常勤インストラクターを各学童保育所に配置し、運営体制を強化することは、指定管理者制度を導入する大きな目的のひとつです。指定管理者への委託期間については、業務内容を考慮し、期間を検討してまいります。</p>																																																														
野島委員 -④	<p>上記 3 の関連</p> <p>①保育園は、継続性を重視するとして、指定管理者ではなく、民営化(かつ企業ではなく社会福祉法人等)となりましたが、学童保育所はなぜ保育園と違うのでしょうか？親としては、子どもの指導や遊び等にノウハウや実績のある NPO 法人など民間団体が引き受けてくれれば、子どもにとってはいいことだと</p>	<p>学童保育所は、小学校の余裕教室を活用して整備している施設があることから、民間に施設を移管する形での民営化は適切ではありません。</p> <p>指定管理者を選定する際には、運営方針や保育に対する考え方、経営基盤等も併せ、総合的に選定するとともに、現在勤務しているインストラクターの継続雇用や地元雇用に配慮することを協定書に記載</p>																																																														

	<p>いう思いもあります。しかし、多数の施設をまとめて引き受けるとなると、そのような団体では、新たな人の確保など困難な面がたくさんあります。公立にしても民間にしても地域のネットワークを構築して社会全体で守り育てるという視点が大切かと思えます。学童保育所は、保育園にもまして大規模化はなじみません。</p>	<p>するなど、円滑に移行できるよう努めます。</p> <p>平成 20 年度以降、9 か所の学童保育所を整備してきたことから、インストラクターの雇用にかかる事務や施設の維持管理等、事務量が大変増えています。指定管理者制度の導入は、行政と民間で役割を分担して、保育環境の充実を図ろうとするものです。学童保育所を大規模化しようとするものではありません。</p>												
野島委員 -⑤	<p>上記 3 の関連</p> <p>②あまり仮定の話をするのは良くないとは思いますが、インストラクターの質の確保が親の願いです。勤務時間の関係で常勤職というのは難しいですが、全員を常勤のフルタイム換算で計算した場合、人件費、運営費は、現状とどのくらいの差が出るのか教えてください。</p>	<p>平成 22 年度実績</p> <p>〈インストラクター賃金実績〉 133,206,493 円…a</p> <p>〈全員を常勤 78 人で積算した場合〉</p> <p>78 人 × 4,220,000 円 = 329,160,000 円…b</p> <p>a - b ≒ 196,000,000 円の増額となります。</p>												
野島委員 -⑥	<p>土曜の早朝と平日の夜間の両方を利用すると、8,500 円(8 月は最大 12,500 円)ということになりますか？</p> <p>多くの親は、子どものために、可能な限り、学童保育所に預けなくて済まそうと、子どもの安全や生活と、仕事との間で葛藤し、日々やりくりに悩んでいます。時間外料金の導入は、最後の切り所を失いかねません。急な残業などの際も困ります。結果として、他の預け先を探し、子どもに無理をさせることになりかねないと、心配されます。就業支援の妨げになりますし、非正規・パートタイマーでの就業しか選べないということになります。基本料金に上乗せしても、時間外料金の設定は極力避ける方が、利用しやすいですし、事務的にも手間が省けるのではないですか？</p>	<p>8 月は最大 12,000 円(基本料金 7,000 円、8 月加算 3,000 円、早朝料金 1,000 円、夜間料金 1,000 円)です。</p> <p>時間外料金の導入は、長時間利用されるかたに、応分の負担を求めるものです。サービスを利用し利益を受ける方と受けない方の負担の公平性を確保することは、受益者負担の適正化の観点から必要と考えています。</p> <p>また、延長保育料金の導入が、就労形態の制約につながるものではないと考えています。</p>												
野島委員 -⑦	<p>仮に時間外料金を設けなくて見直しをした場合、運営費の 50%を保護者負担とすると、いくらになりますか？ 8 月加算を行う場合としない場合とで試算とその根拠となる数値を示してください。</p>	<p>50%を保護者負担とすると、月額 9,470 円。</p> <p>8 月加算 3,000 円を行った場合、月額 9,220 円。</p> <p>(運営費 183,200,000 円、平均登録児童数 806 人/月で計算)</p>												
野島委員 -⑧	<p>試算で、民間学童保育所の運営費が、現状約 3000 万円弱なのに対し、見直し後の試算では 4150 万円になっている理由は何ですか？</p>	<p>民間の児童数が急激に増加していることから、見直し後の試算は、平成 24 年 4 月の児童数で積算しています。</p> <p>〈参考〉</p> <p>民間学童保育所登録児童数と運営費(5 施設合計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平均登録児童数/月</th> <th>年間運営費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>155 人</td> <td>29,777,800 円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>187 人</td> <td>35,643,001 円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度(4 月)</td> <td>228 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平均登録児童数/月	年間運営費	平成 22 年度	155 人	29,777,800 円	平成 23 年度	187 人	35,643,001 円	平成 24 年度(4 月)	228 人	
	平均登録児童数/月	年間運営費												
平成 22 年度	155 人	29,777,800 円												
平成 23 年度	187 人	35,643,001 円												
平成 24 年度(4 月)	228 人													
野島委員 -⑨	<p>試算で、土曜日早朝の計算を 4 日でなく 2 日で計算している理由は何ですか？平均利用日数ということでしょうか。</p>	<p>土曜日の早朝については、利用が毎週ではないことから、平均利用日数 2 日としました。</p>												
野島委員 -⑩	<p>運営費の内訳において、国の補助金はどこに入のでしょうか？</p> <p>国による運営費負担の考え方によると国・県・市が 1/3 ずつとなっていますが、資料のグラフには、</p>	<p>県補助金 43,453,500 円のうち 21,536,000 円が国からの補助金です。県を通して県補助金として佐倉市の歳入に入っています。</p>												

	その記載がありません。	
斎藤委員 -①	見直しに際し、土曜日の保育時間を 18 時まで に延長して、少しでも利便性アップをアピールして はいかがか。経費的には指定管理の正規職員が 対応(シフト勤務)できるのではないか。利用者 は、1～2名あるかないか程度。	指定管理者制度導入に併せ検討してまいり ます。
古賀委員 -⑦	○2年前に委員をしたときに、当時の部長が最 後に小委員会という方法もあることを提示され ました。担当の事務局の方も、そのことは引き 継ぎますとおっしゃっていましたが、そのま までした。その後も、委員会の中で委員から 小委員会が必要だという発言があったと思 います。こうして、当事者の意見もよそに、 1か月程度の時間で重大な結論を出さなけ ればいけないということに疑問を持ちます。 是非、小委員会のようなものを作り、その 中で当事者の意見を聞きながら結論を出す ような作業を望みます。 また、次世代育成行動計画や、今後、作 るとおっしゃっているガイドラインも、い くら案とはいえ、出来たものは、修正す ることが難しいと感じています。案を作 る前に、保護者の意見を聞いて、案に盛 り込んでいくようにしてほしいと思 います。	学童保育料など料金の徴収に関するもの については、当事者の意見を伺い決定す る案件ではないと考えています。市とし て、利益を受ける人と受けない人との 負担の公平性を確保することは大原則 であり、市民にとって公平、公正な形 でサービスの提供ができるよう改善す る必要があると考えています。 古賀委員-③参照。 萩原委員-④参照 保護者の意見については、本委員会 での保護者代表委員のご意見や保護 者説明会等においていただく意見 を通じて反映させてまいります。

佐倉市子育て支援推進委員会事前質問票

提出日	平成 24 年 7 月 8 日		
氏名	高木 晋	090-4545-5509	
	NPO 人づくり 街づくり 環境づくり	a.blue.comm.planet@onyx.ocn.ne.jp	

【質疑内容】 と云うより「提案内容」 (1)これからの子育て支援方向に留意する提案内容

1. 提案の趣旨= 前提

現在は我が国の大きな一歴史の転換期にあり（以前は漠とした近未来の方向性が）具体的に見えて来ており 子育て支援推進計画の期途中と云えど 見えて来たその大きな転換 方向性に 我が佐倉市も地域にあって子育て支援も対応すべきと思い 以下に提案いたします。

1-1. 段々見えて来た「近未来の方向性」（こども達が青年⇒老人に成った時 推測し得る将来の在り方）

(A) 少子高齢化に伴う人口逡減化

人口動態的に 殆どの市町村では 人口逡減化が進み 今後 60 年後は地域の人口はゼロ化し 各単位地域の消滅化が 現実となっているだろうこと。

(B) 先ずは初期の人口逡減開始時期の中での 「地方分権化」の進展 その結果としての「都市間競争」の激化= 結果優勝劣負に伴う 地域の消滅化の促進化が始まること

(1) 2000 年から始まった「地方分権化」に伴い やっと「都市間競争」が始まり出し 市町村に ①都市計画の有無 地域に合った魅力的な都市づくり ②適切な子育て支援施策の立案

具体的な推進の如何の その有無、優劣により 子育て世帯の誘致= 流入の成功また競合他都市への流出= 所謂「歩く投票」により 無施策か 劣った計画により この競争に破れた

自治体は その縮少、消滅速度を加速するであろうこと。 一例として

(2)①「つくば Express」開通で都心通勤交通の魅力が出来てきた柏市 また都心交通に便利な船橋等の「Smart City」構想 更に② IT 都市化を目指す千葉市 ③民主的自治体運営の

流山等と 無施策の我が佐倉市とでは 都市間競争として その優勝劣敗性は目に見えており 当初は徐々なる衰退、縮少なるも 地域消滅化促進の危機を覚える。

(C) 今後の *以下環境の変化に伴う一主要対応基盤策としての子育ち面の 新しい施策立案、実施の必要性： 本件を特に提唱したい。 — 地域の縮少化防止 活性化に児童年齢層の増加が欠かせない また衰亡する地域の将来にはこれ等の成長した児童層の役割が大きいと思う事

(C-1) 将来の *雇用の Global 化： 「#雇用は海外 同僚、部下は現地人」時代に対応する 地域の子育ての施策立案、実施、遂行の必要性

「雇用は海外 同僚、部下は現地人」時代： 今後の主要貿易市場は BRICsでとなり 特に今後成長が著しく 戦後の日本の如く中間層が形成される可能性が高い 東南ア低開発国市

場には 今後製品輸出と云う形でなく 円高 電気料高と フル機能を必要としない安価製品の製造の必要性で 我が国からの製品輸出で無く 今後現地生産が一般化し 現地進出

工場や企業に職員を送ることが一般化することとなり 将に #標題の譬えの通りとなり また進出企業は 従来の海外進出企業= 製品 製造、輸出産業ばかりで無く 従来考えられな

かった保険 教育 Sports 飲食等の広範な一般産業の海外進出となるであろう。（海外市場の国内化）従って現地で雇用の圧倒的多数の現地の人々との仕事に於いて 単一民族 価値

観、考え方の同じ我が国国内とは異なり それぞれの全く異質の様々な価値観と行動基準を

持つ様々な海外諸国に於ける現地での仕事に於いて 現地の考え方を尊重しながら 生産効率や品質維持 市場開拓が推進されるので 小生の海外勤務経験からすると 児童時代の仲間遊びで培われた「人間関係」や 水面下の氷山の如き精神復元力 所謂「生きる力」の涵養が 大人になっても生きるような気がするし 大事だと思っている。 それ故この児童期の外遊び 仲間遊びを 人間の基盤たる大事な基礎活動 基礎能力習得と思っている。

- (注) 海外進出の一例: ①通常は 進出企業たりえない 海外展開 Convenience-store は今年度でその店舗数は 国内のそれを凌駕し ②また資本収支中海外投資額の受取額が増えており 今年前期円高もあり 海外 M & A 件数が過去最高となり ③東芝では "IT Cloud" 関連では海外技術者を 2 割増やし 富士ゼロックスが 中国で現地技術者を 2.3倍にするなどが先頃報道されている。

(C-2)*情報のグローバル化:

(C-3)*人的交流のグローバル化: そしてその教育 人材育成の必要性

①IT TV 導入を契機に 情報の Global 化は一層進むであろうし ② IT 機器を持たず操作が出来無い若者の "IT Literacy 化" 問題があり ③また国際詐欺等に引っ掛からないような国際間取引の常識の涵養が必要であり ④今後英語使用が一般化するであろうから 幼い時期からの外国の子ども達との遊びを通じた国際交流経験が必要とされるであろう。(韓国では 10 年前に語学、海外留学の施策が採られ Samsung, LG等の海外進出に功を奏している

(D)*創造性 進取の気性の涵養の必要性: (企業の国際化に対し ^{元が} その元となる資質の涵養を 児童期から考えなくてはならないと思うこと。)

- (1)我が国が技術的にも優位であった 液晶等の TV 製品に於いて 韓国の Samsung, LG に敗退した今年の衝撃的事実は High-tech. 製品が 内部部品の Component 化 そしてその Components の Assembly 化で 製品の対応化が進み 結局は 製造 Costs 問題に収斂する現実を露わにした。 今後の我が国製造業は 高付加価値 Systems 化した 仲々韓国、中国に真似や Catch-up 出来ない 新高度技術化 高付加価値商品化が必要である。
- (2)また我が国の鉄鋼 重工業 自動車産業 (重厚長大産業) に駆逐された 米国の重厚長大産業に置き代わる形で IT 産業が それ以上の規模の売上 雇用数で その抜けた穴を埋め また Ghost-town 化したこれ等産業の存在都市の再生も行ったような 米国産業の dynamic な主要産業の交替化 新企業の創業化が我が国でも必至で それには Business Model 化 Venture 産業や 支援 Systems 化の充実も必要だが また日本人だけでなく 外国人誘致を含め 創造性や進取の受入れの System 化も必要であり 我が国の苦手な異能性を有する人材の発見 育成 支援が必要であり 現行の暗記型 全員一律歯車型人材育成教育の転換が急務である。(現学校教育にはその必要性認識と対応性が全く欠けていると思っている。)

2. 地域人材の発見と育成 Systems の構築

- (1)現在の学校教育 (椅子に子どもを縛り付け 暗記教育で 個性や異能性を無視した全員一律歯車型部品型人材の育成は 明治から戦後復興期には有効であったが 韓国 台湾 中国の企業が力を付けるに至り) 我が国の産業の高度化 高付加価値化には抗し得ず 先述の米国のように既存の成熟 国際競争力を失った産業に取って代わる 新たな産業や Business Models の創出が求められているので 懸かる Bill Gates, Steve Jobs, Zuckerberg 氏等のような 製品、Soft-ware 発明 発見の Business-model 創出の異能の天才の発見 育成

能

が必要で（またこれ等の事業化を促進する支援化集団も必要であるが）（これ等は国レベルの話であるが）我が佐倉市も 懸かる人材の早期発見 育成も真剣に考える必要があると思う。

(2)文部省 各県、市の教育委員会は 保守的で新しい変化 必要性に追い付いて行けないので 子育て支援課等の 関連組織で 弊会命名の「もう一つのがっこう」に類似した 革新制度を考へるべきと思っている。

(3)それには 前に述べた Sweden 国のような 政府管轄組織の変更や その他の基本概念や制度の補完が必要と思っている。

(i) 保育園も管轄が社会省から教育省へ移管。保育 Service を就学前教育 Systemsに転換（法規定も「社会 Service 法」から「学校法」に移行。1996年

(ii) 就学前 Curriculum の制定 乳幼児の Care も 教育を重視する方針確立

(iii) そして関連し ①「子育ては親を成長させる」と云う発想 ②男女平等 ③「一歳迄は

は親の手で育てるべし」方針 高額給付保障の育児休業制度の導入

④「こどもカルテ」で こどもの指導の一貫性等

3. その他: (1)前年にも申し上げ また今回も古賀委員の発言のような

制度や料金改定は 已むを得ない面があり 悪改定では無いので 当子育て支援推進委員会です承を得るだけでなく 先ず当事者保護者への徹底した説明 意見聴取が必要であると思っています。

(2)お願い: 石井部長以下 子育て活動に造詣、理解の深い方が多くおいで 1-1 項以下に述べた 時代の変革期（それは所謂経済バブル崩壊期に既に始まっている 歴史の大変革期に連なってお

り（それは当時いち早く ドイツの 5? 経済研究所の所長 所謂「賢人」が喝破した「我が国は 明治維新 第2次大戦敗退にも劣らない 時代の大変革期に遭遇するであろう」と云

う予測を小生は採り入れて 見て来た極めて数少ない者の一人とし その延長線で現在を捉えており 特に教育面では明治維新で大刷新がなされ 多大な効果を齎たしたが それが

現在は 国際化の中では機能しなくなって来ていると思っているので（本来は国家問題だが 地域衰退、消滅 青年雇用の縮少の地域問題にも関わるので 地域でも積極的に問題点を採

り上げ解決すべきとお願いしている次第です。 支離滅裂 悪文お赦し下さい。

以上

平成22年度 学童保育所管理運営費 決算額

資料1

円

所管施設	学童保育所	7賃金	8報償費	11需用費 (消耗品等)	11需用費 (光熱水 費)	12役務費 (通信費、ク リーニング、保 険料)	13委託料	13委託料 (警備)	14使用料 (タスキ)	15工事請負	18備品購入	執行済額
子育て支援課			30,000	1,526,491		1,493,412	11,100,000		341,334	514,500	444,435	15,450,172
志津児童センター	志津児童センター学童保育所	6,199,982		64,970								14,640,595
	西志津小クラブ	8,339,923				8,000		18,900	8,820			
北志津児童センター	北志津児童センター学童保育	4,977,212		52,124								11,349,315
	小竹学童保育所	6,312,979				7,000						
南部児童センター	南部児童センター学童保育所	0		117,427								17,992,803
	根郷学童保育所	7,501,476				2,440		113,400	8,160			
	第二根郷学童保育所	5,399,921				7,000						
	山王学童保育所	4,841,679				1,300						
佐倉老幼の館	佐倉老幼の館学童保育所	5,564,026		62,617								15,973,227
	佐倉学童保育所	10,329,764				8,000			8,820			
臼井老幼の館	臼井老幼の館学童保育所	6,026,394		49,997								11,628,459
	千代田学童保育所	5,552,068										
佐倉保育園	白銀小児童クラブ	5,690,277		54,714					8,820			5,753,811
臼井保育園	印南学童保育所	6,174,863		54,105				18,900				6,247,868
志津保育園	西志津学童保育所	5,650,739		49,566	173,165	7,000		189,000	8,820			6,078,290
根郷保育園	大崎台学童保育所	3,987,274		104,404	221,993	7,000		189,000	5,040			10,501,462
	寺崎学童保育所	5,974,711				7,000			5,040			
北志津保育園	井野学童保育所	9,725,159		54,067	320,441	7,000		113,400	16,380			10,236,447
南志津保育園	下志津学童保育い所	5,965,714		114,929	321,566	7,000		160,503	18270			12,496,518
	南志津学童保育所	5,883,896				7,000			17640			
馬渡保育園	弥富学童保育所	2,498,482		39,865		6,000			7,932			2,552,279
佐倉東保育園	佐倉東学童保育所	6,671,086		89,911	317,672	7,000		189,000	8,820			11,233,397
	内郷学童保育所	3,938,868				6,000			5,040			
		133,206,493	30,000	2,435,187	1,354,837	1,588,152	11,100,000	992,103	468,936	514,500	444,435	152,134,643

事業名	区分	基準額	対象経費	補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数10～19人)当たり年額 1,096,000円×か所数</p> <p>② 1クラブ(年間平均児童数20～35人)当たり年額 1,984,000円×か所数</p> <p>③ 1クラブ(年間平均児童数36～45人)当たり年額 3,191,000円×か所数</p> <p>④ 1クラブ(年間平均児童数46～55人)当たり年額 3,027,000円×か所数</p> <p>⑤ 1クラブ(年間平均児童数56～70人)当たり年額 2,862,000円×か所数</p> <p>⑥ 1クラブ(年間平均児童数71人以上)当たり年額 2,698,000円×か所数</p> <p>⑦ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） 14,000円×251日～300日までの250日を超える日数</p> <p>⑧ 長時間開設加算額 (イ) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合） 269,000円×「1日6時間を超え、かつ18時を越える時間」の年間平均時間数</p> <p>(ロ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開設する場合） 121,000円×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>(2) 特例分（開設日数 200～249日）</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数20人以上)当たり年額 1,913,000円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合） 269,000円×「1日6時間を超え、かつ18時を越える時間」の年間平均時間数</p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食費を除く。）	1/3

	2 放課後子ども環境整備事業費 現行のとおり（略）	放課後子ども環境整備事業に必要な経費
	3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 478,000円×事業数 (2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 691,000円 (3) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,577,000円×か所数	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費
放課後児童指導員等	4 放課後児童指導員等資質向上事業費 現行のとおり（略）	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費